

海南市トンネル個別施設計画

令和6年7月

海南市まちづくり部建設課

1. はじめに

1) 背景

海南省が管理する旧蝶川トンネルは、1953 年の供用開始から 70 年以上が経過し、今後、適切な維持管理が必要とされています。

そのような中、平成 26 年 7 月施工された道路法の改正により、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル、道路付属物等について、5 年に 1 度の頻度で近接目視による点検が義務付けられました。

点検結果に基づき、必要な措置を適切な時期に行うことで、トンネルの長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ることが必要となっています。

2) 目的

定期点検結果に基づき計画的な維持管理を行うことで、トンネルの長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ることを目的とします。

2. 対象施設

旧蝶川トンネル

3. 基本方針

1) 定期点検は下記の要領（以下「点検要領」という。）に基づき実施します。

- ・道路トンネル定期点検要領（平成 31 年 2 月 国交通省 道路局）
- ・道路トンネル定期点検要領（平成 31 年 3 月 国交通省 道路局国道・技術課）

2) 点検要領に基づき、部位毎に健全度を評価します。部位の重要度や損傷の状況などを総合的に勘案し、トンネル全体の健全度を診断することで個別施設の状態を把握します。

健全性の判定区分

区 分		状 態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

- 4) 点検結果は、維持・修繕等の計画を立案するうえで参考とする基礎的な資料であるため、適切な方法で記録し、蓄積します。
- 5) 定期点検結果に基づき、必要な対策を適切な時期に効率的・効果的に行い、トンネルの長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 6) 定期点検結果及び修繕履歴等はその都度、更新します。

4. 新技術等の活用方針

点検、計画の見直しや長寿命化修繕工事を実施にあたっては、NETIS 登録技術や点検支援技術性能カタログなどを参考とし、事業の効率化やコスト縮減に努めます。

5. 費用の縮減に関する具体的な方針

点検結果や修繕工事の実施状況から、メンテナンスサイクルを確立させ、ライフサイクルコストの縮減に努めます。また、社会経済情勢や施設の利用状況等の変化を反映し、集約化・撤去、機能縮小の検討を行います。

6. 計画期間

定期点検は5年に1度の頻度で行うことから、前回の点検時期との間隔を明らかにするために計画期間は10年間とします。

7. 優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持管理が図れるよう必要措置を講じます。

8. 判定区分の割合

1巡目(H26～H30)の定期点検結果において、定期点検対象である1箇所が健全性Ⅲとなっており、早期の措置が必要な状況となっていたが、2巡目(R1～R5)の定期点検において、令和4年度末時点で健全性Ⅰとなっています。

9. 修繕等措置の着手状況

修繕等の措置については、点検の次年度から計画に着手し、次回点検までに修繕等の工事が完了することを目標に対策を行います。

【1 巡目】

点検年度 (H26～H30)	対策数 (Ⅲ、Ⅳ判定)	対策状況			
		着手数	着手率	完了数	完了率
H26	0	0	0.0%	0	0.0%
H27	0	0	0.0%	0	0.0%
H28	1	1	100.0%	1	100.0%
H29	0	0	0.0%	0	0.0%
H30	0	0	0.0%	0	0.0%
合計	1	1	100.0%	1	100.0%

【2 巡目】

点検年度 (R1～R5)	対策数 (Ⅲ、Ⅳ判定)	対策状況			
		着手数	着手率	完了数	完了率
R1	0	0	0.0%	0	0.0%
R2	0	0	0.0%	0	0.0%
R3	0	0	0.0%	0	0.0%
R4	0	0	0.0%	0	0.0%
R5	0	0	0.0%	0	0.0%
合計	0	0	0.0%	0	0.0%

表1 修繕等措置の対策状況

別紙1 トンネル 点検・修繕計画

[illegible]